

平成23年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年3月9日(水曜日)午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 那珂川町企業立地促進条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 那珂川町税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 那珂川町体育施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 那珂川町立保育所条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 那珂川町自家用有償バス設置条例の廃止について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 那珂川町ねたきり老人等介護手当支給条例の廃止について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成22年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成22年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |

- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決
について
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決につ
いて
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結
について
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度那珂川町一般会計予算の議決について(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決に
ついて
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決につい
て
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決につ
いて
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 田村正水 書記 橋本民夫
書記 岩村照恵 書記 北條清

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

今回、人権擁護委員として推薦いたします藤田悦子氏は、平成23年6月30日で退官されます大金 進氏の後任でございます。

藤田悦子氏につきましては、福祉問題に造詣が深く、地域の子育て支援にも大変に熱心に取り組まれ、地域におきましては人望も厚く、人格・識見ともに申し分のない方でございます。

す。今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、高林和男氏、薄井忠恵氏、高田 敬氏、堀江喜代美氏、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、今回お願いをいたします藤田悦子氏の7名でございます。

ご賛同いただくようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第2、議案第2号 那珂川町企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町企業立地促進条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、私の町政運営に当たっての基本政策の一つであります「地域を元気にするまちづくり」のため、当町への企業立地を促進することを目的に優遇制度を創設する条例を制定するものであります。

町に立地する企業に対して、企業立地奨励金と雇用促進奨励金の助成措置を創設し、この優遇制度を最大限活用し、今後とも私がトップセールスマンとして、引き続き企業訪問など積極的に誘致活動を推進し、雇用の場を創出することで、活力ある那珂川町の源である、人の定着化を促進してまいります。

条例制定の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 補足説明を申し上げます。

条例文の内容であります。第1条は目的で、町への企業立地を促進するため、必要な助成措置を行うことにより、産業の振興と新たな雇用の創出を図ることを目的とすることを定めたものです。

第2条は定義で、用語の意味を定めたもので、第6号は、投資額は建物及び償却資産の取得価格を定めたものです。

第3条は指定業者の指定で、事業所を新設、増設または承継取得する事業者で、建物及び償却資産の投資額が3,000万円以上の事業者を指定事業者として指定することを定めたものです。

第4条は助成措置で、指定事業者に事業開始後5年間、企業立地奨励金と雇用促進奨励金を交付することを定めたものです。

企業立地奨励金は、事業開始後に課税される固定資産に課税された固定資産税に相当する額とするものです。ただし、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく固定資産税の減免、または課税免除に該当する場合は、これを交付しないものです。

雇用促進奨励金は、1年以上雇用する常用雇用者を3人以上雇用した指定事業者に対して交付し、その交付額は1人当たり30万円を交付するものです。ただし、1年度の交付額が1,500万円を超える場合は、1,500万円を限度額とするものです。

第5条から第7条は、地位の承継、指定事業者の取消し等、報告及び調査を定めたもので、

第8条は、規則への委任に関するものについて定めたものです。

附則は、施行日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） この条例は、大変結構なことだと思っておりますけれども、次の参考資料の中に「条例の対象」の（2）「事業所」とはとありますが、ここに農業関連の企業の事項が入っていないので、できればその農業関連企業の事項も入れておいたほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今回の事業者の対象事業者としたのは、産業分類の中でとりまして、農業、林業、漁業、金融業とか保険業、不動産取引業、そういうものについては対象外としております。

議長（川上要一君） 14番、小川洋一君。

14番（小川洋一君） この条例、すばらしい条例だと思っております。ただいまの各自治体、県を初めとして同じような条例を、どこでもつくっているもの、これを各地の仲間うちで、この条例をつくったほかの自治体とどういう点が違うのか、またほかの自治体ではこういうことが利用される、そういうことがこの条例には入っているのかどうか、それに対して聞きます。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） この条例は、まず第1点に特筆する件については、5年間助成措置をするということ、それと5年間のうちに3名以上雇用した場合について、1名当たり1回限りですけれども、30万円を助成するという措置であります。県内では5年間というところもありますけれども、5年間というのは、この全業種を定めていないんです。この参考資料の事業所というところで1つだけで、例えば製造業だけしか認めないという形になっておりますので、那珂川町については、これだけの事業所を指定するということは、県内でもどこでもしていないと思っております。

議長（川上要一君） 14番、小川洋一君。

14番（小川洋一君） もう一点、先ほど、町長も公約であるトップセールスとして、この条例を掲げて企業誘致、また企業訪問を推進するということでありました。この条例が施行されたが後、地元企業に対して町長みずからトップセールスとして歩くのかどうか、その点をお聞きします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 地元企業に対しても歩くのかということではありますが、これはもう、当然そうなると思います。なるというよりも、そうします。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） この条例に関しては賛成なんですけど、こういう不景気の中で、もし撤退するようなことがあって、企業が一方的に撤退するということも考えられると思います。その場合の対策はどう考えているのか、伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 企業に対しては、ことしは大金町長、それと川上議長と私と担当で、県内の企業をくまなく歩いてきました。要望などを伺って、企業などの、もし何か要望がありましたら、ぜひ町のほうにお願いしたいということで、撤退についての、なるべく那珂川町に、ぜひこれからもずっと操業してほしいというお願いをしましておきます。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今の問題に関してなんですが、現実、やっぱり一方的に企業が話し合いの場を持たないという形で撤退する企業も見られます。そういう点での対策が必要じゃないかと思いますので、再度お願いします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 企業などの意見を、よくこちらでも伺って、なるべく那珂川町に、これからもずっと操業していただけるよう要望していきたいと思っております。

議長（川上要一君） 10番、阿久津武之君。

10番（阿久津武之君） 先ほどの佐藤議員の関連質問なんですが、農業、林業を除くというんですが、例えば今回企業の進出を希望しているトーセンというのは、林業じゃなくて、何になりますか、これ。その点とあと一点、例えば今企業の農業への進出ということで、例えば私トマト栽培をしてるんですが、各地区に、それこそ10人、20人規模でのハウスを企

業参入ということで行っている地域もあるんですが、そういう場合は、これは除かれるというものの解釈でいいんでしょうか。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 農業関係については除くという考えです。それと、今、トーセンさんにつきましては、製造業という業種の中でとらえて、交付金の対象となるということで解しております。

議長（川上要一君） 阿久津武之君。

10番（阿久津武之君） この条例の中で、やはり「農業を除く」という場合、例えばこれから那珂川町の立地条件で企業で来たいというところは、話は聞いてはあるんですが、そういう中で「除く」ということはどういう意味で除くのか、ちょっとそこら辺、説明をお願いしたい。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 農業の生産についてのみでしたらば除きますが、それに農業に施設をつくりまして何か加工するような、一次加工するという形になれば、それは製造業という中で対象となりますので、その場合は交付金の対象となります。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） これ、企業の立地促進条例、昨年12月の一般質問で私が質問したことをご理解いただいて、新年度予算に盛り込みたい、こういうことで早速やってくださったことだと思います。この中で、やはり評価できることというのは、企業立地奨励金、これが5年間、3年間は過疎地ということで財政支援が受けられますが、その残りの期間の財源、これが大丈夫なのか。それと、もう一点評価できることは、3人以上の雇用、これはよその市町の例等を見ますと5人以上とか、そういうところは結構あるんですが、3人以上、こういう小さな町ですので、そんなに大きな企業ばかりじゃないということで、これは評価できることかと思えます。

それと、先ほどの佐藤議員と阿久津議員の質問で「農業を除く」、農業でも加工業を入れればそれは製造業として認めるということですが、農業の中でも、あちこちで観光農園、いわゆる農業、ハウス栽培、あるいは土地利用の野菜、果物等をつくって人を集める、交流人口をふやす、その中で加工業とかやっているところも結構あるとは思いますが、そういう観光を合わせた農業関連の施設、そういう点についてはどうお考えかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 条例の対象の（２）の中に、「事業所」とはとありますけれども、ずっといろんな業種があって、一番下に、「立地が町の産業の振興及び雇用の創出に著しく寄与するもので特に町長が認めた業種」とありますけれども、私の判断で、そういうものを認めるか認めないかは決めていきたいと、そう思っております。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 財源につきましては、特別交付税の算定要件に、雇用対策というところと、もう一つは固定資産税の下落の修正という項目がありますので、その中で算定されるかなと考えております。

議長（川上要一君） ５番、益子明美さん。

５番（益子明美君） 雇用促進奨励金のことでお伺いしたいんですが、新規企業立地される企業の方に関して、常用雇用者を３人以上雇用した指定業者に対して交付することができるかとありますよね。これは、例えば新規事業者が雇用を１０人採ったとします。その雇用者というのは、もともと立地されていた企業から移った人だとしますよね。そういった場合も交付されるのか。企業間同士で行き来するという雇用者というのはあると思いますが、それとあと、ほかに特別な優遇措置を受けているような新規事業所に関しても、二重にこういった奨励金というのは出されるのか伺います。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 雇用助成金は、あくまでも３,０００万円以上の投資をした指定事業者に対して交付するものであって、新規に３名以上雇用しない場合は、交付はしないということです。あくまでも町内にあって移動した場合は、交付はしませんということです。あくまでも新規という考えです。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

５番（益子明美君） 要するに、就労していない者、またはよそから、他地域から入ってきた者を雇用した場合ということで考えてよろしいですか。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） はい、あくまでも那珂川町に住民票を有して１年以上、その企業が雇用した場合についてのみ、この奨励金は交付するという内容であります。

議長（川上要一君） よろしいですか。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町企業立地促進条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が、昨年12月に公布され、この中で、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正がなされましたことに伴い、那珂川町の職員の育児休業等に関する条例の一部について、所要の改正を行

うものであります。改正内容の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明申し上げます。

今回の改正は、非常勤職員の育児休業について、これまではできないとされていたものを、一定の非常勤職員についてはできるものとするものであります。一定の非常勤については、その子の養育の実情に応じ、子の出生の日から1歳6カ月に達する日までの間で、育児休業をすることができるもの、また3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことができるものとするものであります。また、取得要件として、任命権者を同じくする官職で、在職した期間が1年以上であるものとするものであります。

町において非常勤の職員の具体的なものといたしましては、なす風土記の丘資料館や児童館などの館長、あるいは非常勤の学芸員が対象となります。

附則は、施行日を定めたものであります。

以上で補足説明申し上げます。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第4号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が昨年12月10日に交付され、その中で、「地方公務員災害補償法」や「障害者自立支援法」が一部改正されたことに伴い、関連する「那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の一部について、所要の改正を行うものであり、町条例第10条第2号において、障害者自立支援法の条項を引用しており、この引用条項の整理を行うものであります。

附則は、施行日を定めたものであり、第1条の規定の施行は平成24年4月1日までの間において、政令で定める日から、また第2条は平成24年4月1日から施行するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第5、議案第5号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な業務に従事した場合に支給するものであり、当町には滞納整理事務や伝染病防疫作業、用地交渉、汚物等処理などの事務に従事した場合に、1日につき300円を支給しております。

今回の改正は、手当の対象とする事務に「イノシシ個体数調整及び肉加工等処理の作業」を加えるものであります。平成21年4月に、町営のイノシシ肉加工施設がオープンし、おおよそ300頭のイノシシを扱いましたが、個体数調整、すなわち捕獲した際の危険性や勤務時間外での対応として、また衛生面や健康面において著しく困難なものであり、特殊勤務として手当を支給するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第6、議案第6号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

町では、入湯税を町内温泉旅館等より徴収しておりますが、町営温泉浴場については、町税条例により入湯税が免除になっておりました。しかし、同じく町の施設のまほろばの湯については、指定管理者を特別徴収義務者として入湯税が課税されております。

入湯税の納税義務は、鉱泉浴場における入湯客に課税されるべきものであることから、町営温泉浴場ゆりがねの湯も、入湯税を徴収する改正であります。

改正の内容は入湯税の課税免除を規定した第142条中第3号、「那珂川町営温泉浴場に入湯する者」を削除し、「第4号」を「第3号」とするものです。

なお、改正に伴う料金の変更はありません。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第7、議案第7号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

「馬頭水泳プール」につきましては、平成21年4月に、武茂、健武、和見小学校の3校が馬頭小学校に統合したことに伴い、プール開場期間の利用者を調査いたしましたところ、馬頭小学校の児童に限られていたことから、馬頭小学校とプールの利用について協議を行ってまいりました結果、プールサイドや更衣室、トイレ等の改修を行った後に馬頭小学校に移管

することで協議が調いました。

「小川水泳プール」につきましては、幼児プールを含めた塗装等の修繕を行い、「那珂川町民プール」として使用したいと考えております。

また、武茂運動場につきましては、夜間照明施設の老朽化と運動場までの進入路が狭隘で危険な状態にあります。現在、武茂運動場を利用している団体は、他の運動場を利用することで協議が調いましたので、廃止いたしたく、町体育施設条例の一部改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

今回の改正内容は、参考資料の新旧対照表により説明をいたしますが、同条例の第2条の表中、「那珂川町武茂運動場」及び「那珂川町馬頭水泳プール」の項を削りまして、「那珂川町小川水泳プール」を「那珂川町民プール」に改めるものであります。

備考の改正につきましては、町外者が利用する場合や営利を目的とする場合の料金について、わかりやすい表現としたものでございます。

また、同条例別表2及び別表3中、「那珂川町武茂運動場」の項を削り、別表4中、「那珂川町馬頭水泳プール」の項を削りまして、「那珂川町小川水泳プール」の項を「那珂川町民プール」に改めるものであります。

附則は、この条例の施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

14番、小川洋一君。

14番（小川洋一君） 武茂運動場が閉鎖されるわけですね。今、あそこでサッカーの練習が週に3回から4回やっていると思うんです。そのサッカーを今までやっていたチーム、あれは別なところでやると思うんですけれども、別な運動場はまた、やっぱりそういうところで使っていると思うんで、その調整とかそういうのは、これからどうなるんでしょうか。そういう使っている人の意向も聞いた上で、廃止とかということをやっているんでしょうか。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 議員ご指摘のとおり、スポーツ少年団のＦＣアラノが使用しております。それで、ＦＣアラノにつきましては、馬頭、小川の運動場を曜日を変えて使用するという事で協議が調いました。そのような形で使用したいということでございます。

議長（川上要一君） 14番、小川洋一君。

14番（小川洋一君） 馬頭と小川の運動場を交互に使う、そういうことですがけれども、そうすると、あの跡地は、これからどういうふうなことになるのでしょうか。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 3月31日をもって、4月1日から普通財産のほうに移管をするということで、この後は町のほうの管理になりますので、昼間使う分には特に問題はないと思うんです。ただ、夜間につきましては、夜間照明関係の電源を切りますので、使えないという形になります。

以上でございます。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第 8、議案第 8 号 那珂川町立保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第 8 号 那珂川町立保育所条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

少子化の進行により、園児数の減少が著しい大山田保育園及び馬頭北保育園を「保育所等再編整備計画」に基づき廃止することに伴い、保育所条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、保育所の名称及び位置を定めた別表第 1 及び保育所の収容定員を定めた別表第 2 から、それぞれ大山田保育園の項及び馬頭北保育園の項を削除するものです。

附則は、この条例の施行期日を平成23年 4 月 1 日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

13番、石田彬良君。

13番（石田彬良君） 今回、大山田保育園及び馬頭北保育園の廃園ということなのですが、現在の園児の数、それから新年度に入る予定でありました予定の数をお伺いしたいと思っております。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、現在の子供の数でございますけれども、大山田保育園につきましては13名程度だと思います。これは当初の人数ですので、若干出入りがあつたかもしれませんが、13名程度です。それから、北保育園については10名です。そういうことでございます。

それから、新年度の予定ということですが、大山田保育園に今まで通っていた方で、これからどこへ行くのかということですが、そちらについては、大内保育園のほうに3名程度で、そのほかの方は中央保育園等ということになっております。

それから、北保育園にいらっしゃった方も、それぞれわかあゆ保育園とか中央とかという

ふうに、ばらばらに行き先はなっているかというふうに思っております。

それから、全体的な保育園の入園数で申しますと、平成22年度は296人程度でしたけれども、23年度につきましては、合計で317名の子供たちが保育園に入所するということになってございます。

議長（川上要一君） 石田彬良君。

13番（石田彬良君） 23年度に新しく入る園児が何人かという質問をしたんですが、それがちょっと答弁されていなかったんですが。大山田と北保育園それぞれに何名かという質問をしたんですが。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 募集をする前に、もう廃園というのが決まりましたので、特別大山田保育園に23年度何人入りたいかという募集はとっておりませんので、新規は、23年度の募集をする前に廃園することになりましたということをお知らせしてありますので、募集はしておりません。

議長（川上要一君） 石田彬良君。

13番（石田彬良君） それに伴いまして職員の数、それぞれに何名ぐらい職員が配置されていたのか、そしてまたこの職員の配置転換、どういうふうに配置転換をするのかをお伺いいたしたいと思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 職員の数ということですが、全体でよろしいのでしょうか。

13番（石田彬良君） いや、それぞれの。

健康福祉課長（小室定子君） 別々のですか。大山田保育園につきましては、保育士、調理を入れまして4名です。園長が兼務ということでした。それから、北保育園につきましては4名の職員で賄っておりました。配置転換ということですがけれども、今後は、全体的にその方たちが異動するということになりますので、この方がどこにというのは特別ありませんで、全体的に調整をして異動するということにいたします。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 施設の統廃合計画の中で、この大山田保育園と馬頭北保育園が廃園になるというのはやむを得ない方向もあるかもしれませんが、地域の人たち、保護者、子供たちにとっては、やはり身近な保育園がなくなるということではさまざまな意見があったことと思います。この廃園に至るまでの保護者、地域との話し合いはどのように行われて、どのよ

うな合意に至ったのか、詳しくご説明いただきたいと思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 廃園に当たって地域、それから保護者の方等にどんな説明があったかということですが、これにつきましては、保育所等の再編整備計画を19年度につくっていたわけですが、それを見直すという形で検討をさせていただきましたけれども。その検討委員会の中には保護者代表ということで保護者会長さんには全員来ていただきましたし、また行政区の代表の方とか議会の方々とか、さまざまな方々からご意見をいただいた中で、こういった少子化の時代の中で入る子供の数も少なくなっているということで、地域としても寂しいというところがありますけれども子供たちの養育というものを考える中では、一定以上の人数が必要だということで、保護者の皆さんにもご理解をいただいた中で、こうした廃園という方向で結論をつけることができたということで、ある程度納得した形で、この計画はつくられるということです。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 今の課長の答弁からしますと、検討委員会の中に保護者代表の方がいらっしゃった、その方たちの理解を得たということだったと思うんですが、それ以外に直接、北保育園、また大山田保育園の地域の保護者、また地域の方々への直接的な話し合い、説明等というのは行われなかったのでしょうか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 保護者の皆さんについては、北保育園につきましては、22年度が始まる前にも一度、子供さんたちの数が少ないのでどうでしょうかと、子供さんの数が少ないと、やはり適切な養育ができないのではないかとということで、廃園のお話をさせていただいたという経過もございました。その中では、ぜひ、幾ら少なくとも続けてほしいということで22年度は北保育園の運営をしてきたわけです。そういう中で、北保育園については22年度、少ない人数でやった結果、保護者の方々も、やはり数が少ないと子供たちにとっていい養育はできないということが肌でわかったということで、ことしの町の提案に関しましては、もう廃園で結構ですという自主的な保護者の方々からのご意見でした。

それから、大山田保育園につきましては、何度か保育園のほうにお邪魔をいたしまして、保護者の皆さんに集まってお話をしていただきまして、話し合いをさせていただきました。そういう中で、保護者の皆さんも、やはり気持的には寂しいというのはあるけれども、やはり子供たちのことを考えるとということで納得をさせていただいた中で、こういった結論に達したと

いうことでございます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 保護者の方々とは十分納得のいくお話し合いの中で、こういった統合、廃園にご理解をいただいたということで納得してよろしいのでしょうか。北保育園は一時、また再びやってほしいという保護者の意見があったりとか、地域になくなるといことは、その地域にとっても学校と同じで、やっぱり寂しいということが出てきますので、こういった統合、再編の中での保護者への話し合いと同時に、地域への理解というのも十分配慮していただく必要性が、これからますます出てくるのかなというふうに思いますので、その辺は地域及び関係者の皆さんと十分な話し合いを持っていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

議長（川上要一君） ほかに。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいまの益子明美議員に関連した質問をしたいというふうに思います。

地元の保護者と話し合った結果、そうなったということを課長はおっしゃいましたが、私のところへ入ってきているのは、必ずしもそうじゃないんですね。話し合いが行われたことは事実だけれども、こういうことになったと。だから、これを認めてほしいというような説明は受けたと。それと地域の人、保護者じゃないですが、あの辺の地域の人、大山田の人は、なぜ大内へ行かなければならないんだという、かなりの疑問を持っています。逆に、大内のほうから来る人は、大山田へ行かなければならないんだということも出るかもしれませんが、一つ考えてみたいのは、やっぱり日照時間とかそういうあれで見ても、大内の場所よりも大山田のほうが日当たりはいいですし、道路からも離れています。そういう点で考えても、あと今後、人数の関係もあるんでしょうけれども、必ずしも保護者の方が納得してこれを認めたということではないので、その辺をもう少し時間をかけてやるべきではなかったかなというふうに思うので、今後そういう方向で、やっぱりやっていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 要望ですね。

2番（益子輝夫君） はい。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 今も話がありましたように、人員が少なくなって、利用者が少なくなってなくなることはやむを得ないと思うんですけれども、その後のやっぱり跡地の利用、この辺のところをどういうふう考えてるのかということが大切だと思うんですね。私のところも谷川小学校がなくなって、今度は地域密着型の施設が来るというふうなことで活性化につながるわけですけれども、やはりなくなったで、また何年も放置するということじゃなくて、跡地利用も考えたほうを、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） ご指摘のとおりでありまして、その件については十分利用できるように考えてまいりたい、考えてというよりも、努力してまいりたいというふうに思います。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 来年度の、この統合された新しい保育所の入所児数を教えていただければ、各保育所単位に。よろしくをお願いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、23年度の保育所の入所予定児童数でございますが、まず中央保育園でございますが、120名でございます。大内保育園が32名でございます。南保育園が22名でございます。わかあゆ保育園は143名でございます。合計が317名ということになります。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そうすると収容定員を、例えばわかあゆ保育園はオーバーしているわけですね。これに対する、当然、建設時は120名対応ということでつくられたかと思うんですけれども、143、23名もふえるということは、今度はスペースがあるのかないのか、その点、今後どのように運営されていくのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんです。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 今、佐藤議員が言われましたように、わかあゆ保育園につきましては定員が120名ございました。143名受け付けておりますけれども、これにつきましては運用ということで、2割増しまでは受け入れ可能だということですので、144名までは受け入れるという形にしております。

また、スペースがあるかということでございますが、こちらにつきましても、規定より広

目につくってございますので、その点に関しましては対応できるというふうに考えております。

議長（川上要一君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町立保育所条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第9、議案第9号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することに伴い、那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものであります。

改正の内容であります。第8条第1項の改正は、出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に改めるもの。第11条の改正は、上位法の条項の改正により改めるものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 参考資料の中なんです。第8条の中で、「必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」とありますが、これは具体的にどのような内容のものなのかお伺いいたしたいと思います。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 現在の出産育児一時金につきましては35万円、それから産科医療保障制度に加入している場合には、今、石田議員から質問がございましたように、3万円を加算いたしております。そのほかに、緊急少子化対策といたしまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合につきましては、4万円の加算ということで、全部で、これらに該当している方につきましては、42万円の出産育児金を払っております。今回、その緊急の少子化対策の部分につきましては、いままで暫定的でございましたところを恒久化するというところでございます。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第10、議案第10号 那珂川町自家用有償バス設置条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町自家用有償バス設置条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、馬頭地区で運行しております自家用有償バスは、平成元年JRバス廃止に伴う代替として馬頭大那地線の運行を開始し、現在では5路線を運行しており、町内の公共交通機関としての役割を果たしてまいりました。

しかしながら、利用者が年々減少している状況にあることから、より効果的な公共交通システムへの再編を図り、昨年10月からデマンドタクシーの運行を開始したところです。

したがって、自家用有償バスについては本年度末をもって廃止することとしたことから、那珂川町自家用有償バス設置条例は廃止することとし、施行期日を平成23年4月1日とするものです。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） バスの廃止ということでは納得しますが、その廃止されたバスの運用についてはどう考えているか伺います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 現在、町営バスにつきましては5路線、5台のバス及び予備車が1台ございます。これらのバスの利用につきましては、23年度からはスクールバスとして活用してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 阿久津武之君。

10番（阿久津武之君） 要するに、町営バスの廃止条例については賛成なんですけれども、それにかわるデマンド交通に移行するという中で廃止なので、そのデマンド交通に対しまして、ちょっとまだ町民の中に十分に行き渡っていない面がありますので、これちょっと要望なんですけど、やはり、これからなお一層町民に行き渡るようになって、交通のこういう町営バスはなくなります、そのかわりデマンド交通のほうへ移行してくださいという啓蒙のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望でございますので、別に意見は要りません。

議長（川上要一君） よろしくお願ひします。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 昨年の10月から施行されているわけですが、現在までに、町営バスがなくなって困るとか何かそういうふうな事案と申しますか、そういうふうなものがあればお願ひしたいと思ひます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の町営バスの廃止に伴う意見等につきましては、少数ではありますが、町営バスについては土曜日にも運行しているということがございます。今回のデマンドタクシーにつきましては、土曜日は運行していないということで、土曜日の運行の要望というのがございました。これらについては今後の見直し等の中で、どうあるべきか検討してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 実は私の地元に、障害者で通勤されている方がいるわけなんですけれども、料金が1回300円というふうなことですけれども、現在、町営バスで通勤している場合には、1回が250円というふうなことで50円高くなってしまうというふうな話も、せんだ

って伺ったんですけれども、その辺については、そういうふうな苦情というか、金銭的なそういうふうな苦情というのは、ほかに出てないのかどうか伺いたと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 料金に関する苦情等については、特に今まで聞いたことはございませんでした。ただ、障害者の福祉作業所に通う方につきまして、できれば1カ月単位で予約をしてほしいということは、社会福祉協議会のほうからはお話がありました。ただ、デマンド交通のシステム上、やはり3日前までの予約ということで現在行っておりますので、それらについては社会福祉協議会のほうで対応いただければなということで、今お願いをしているところでございます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 条例でバスの廃止ということなんですが、新たにJRバスがなくなるので、烏山線という話も出ているんですが、その辺は町営でなくなるんでしょうか。その辺を伺いたいというものです。

議長（川上要一君） 益子輝夫君、先ほど質問があるので、ほかの人があれば、また違った質問をお願いします。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町自家用有償バス設置条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第11、議案第11号 那珂川町ねたきり老人等介護手当支給条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町ねたきり老人等介護手当支給条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度より、紙おむつを利用している方々の負担軽減のため、紙おむつ購入費助成事業を実施することといたしました。つきましては、現在までのねたきり老人等介護手当支給条例については廃止することとし、施行期日を平成23年4月1日とするものです。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 補足説明をいたします。

ねたきり老人等介護手当支給条例につきましては、在宅の寝たきり老人等を介護している方の労をねぎらうという目的で、旧馬頭町では平成3年度から、旧小川町では平成4年度から支給しておりました。合併後は、支給要件が要介護3以上で、在宅で介護されている介護者に対して月額5,000円を、常時おむつを使用している場合には、さらに月額5,000円を加算するという形で支給しておりました。

しかしながら、この介護手当支給の目的は、介護保険制度開始以前のものでありまして、介護保険制度により家族介護から介護の社会化という理念の転換があったこと、この手当の支給を受けているほとんどの方が介護保険制度を利用していること、この対象外の方でも常時おむつを使用している方が多いことなどから、ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止し、新たに紙おむつ購入費助成事業実施要綱を制定し、対象者枠を要介護3以上から要介護1以上に拡大しまして、手当の支給から紙おむつ購入費の助成という形に変更することといたしました。

これによりまして、介護手当支給時と同じ予算額で、介護手当の支給時、対象者は120名程度でありましたが、紙おむつ購入費助成事業では240名以上の方が対象となる見込みであ

りますので、約2倍の方々に助成できる制度となります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 前回のとき一般質問でも言ったんですけども、介護されるほうも大変ですけども、介護するほうも大変なんですね。施設に通っても何でも、24時間見なければならぬんです。そういう点で、5,000円というのは最低限度の、やっぱり労をねぎらうお金ではないかなというふうに思います。そういう点で、なぜそれをなくすのか、私には納得がいかないんです。きのうの一般質問でも申しましたけれども、本当に大変な思いで介護している方は少なくありません。仕事をやめて親を見ている人もいます。そういうことを考えた場合、町として5,000円介護手当を出すということは最低限度の、親を見ている方の、介護者の最低の労をねぎらうということになると思います。そういう点では、私は絶対それは納得できないので、答弁をお願いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 今まで介護手当、それからおむつを利用している方には加算という形で5,000円ということで、おむつをしている方については、介護手当と合わせて1万円を支給をしていたわけです。ただ、これは先ほど説明で申しましたように、要介護度3以上の方だけということでもございましたし、また介護している方は大変なのは、それは十分承知でございます。ただ、この制度が始まったのは、介護保険制度以前の制度であるということですね。現在、介護手当を支給されている方々も、ほとんどの方が介護保険制度を利用しているということです。そういう中では、要介護度3以上ということもありましたので、そのほかにもおむつをしている方は大変多いんですよ。そういう意味では、介護手当については介護保険制度ができて、介護保険サービスを利用している、そういう中でカバーできると。それで、おむつ手当については、もっと多くの方がおむつを使っているんで、そういう方々にも幅を広げたい。両方の意味から、今回このような介護手当の支給条例については廃止をして、おむつの助成という形に変えたいということでございます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 要介護度3以上が1になって、おむつをもらう人がふえるということ

私は賛成ですよ。でも、高齢者で介護を受けなければならないというのは、高齢者にとっては本当につらいんですよ。ましてや戦前、戦中、戦後と本当に苦労してきて今の社会、この町をつくってきた人たちだと思います。そういう人たちを見ている、これは当たり前のことかもしれないです。きのうの一般質問でも言いましたけれども、東京からわざわざ単身で来て見ている人もいます。家族離れ離れですよ。あるいは、仕事を東京で持っていた人がこっちへ来て、仕事ないのに、やって一生懸命親を見てきた。そういう気持ちに、やっぱり行政として私は報いるべきだと思うんです。5,000円は最低限度の、本当に思いやりというか、だだと思うんです。できれば高齢者、見てもらってる人は、できるだけ自分の力でやりたい、やれることはやるんだと、多くの介護を受けている方が言っていますよ。そういうことをさせて、やっぱり、むしろなくすんじゃなくて、ふやす方向で検討すべきだと思います。再度答弁をお願いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 益子議員がおっしゃるように、まさに介護している方、される方は大変な状況だというのは、それは十分承知をしております。

ただ、町としても限られた予算の中で、いかに公平に、いろんな方々にサービスをしていくかという観点から考えますと、同じ予算額でということになりますと、このような形が一番、現在では望ましいのかなというのが町の判断でございます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） おっしゃっていることはわかるんですよ、金が大変だということは。だから、高齢者は余計にできるだけ自分の力でやりたい、そういう思いが強いんです。金がないからできない、それは当たり前のことですよ。金をつくることを考えないとならないと思います。そうやって一生懸命、今の時代を築いた人たちに報いることを、やっぱり考えるのが行政ではないでしょうか。私は納得いきません。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 参考でいいんですけれども、この介護手当は、現在何人ぐらい支給されているのか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 現在、120名程度に支給をしております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 在宅で介護されている要介護3以上の方に支給されていたわけですよね。この120名のうち、要介護度別に区分けしていただくと何人になるのか教えていただきたいのが1つあります。

介護の社会化ということで、幅広く住民に公平に、その制度を利用していただくということで、新しく紙おむつ購入費助成事業というものにすりかえるという町の考えであります。要介護3以上というのは、4、5となれば、それだけ手がかかるとありますよね。その在宅で介護されている方、もちろんみずから希望して在宅がいいと思っている方、または受け入れ施設がないので仕方なく、また経済事情とさまざまあると思うんですね。社会化とおっしゃいますけれども、なかなかそういった行く先がない方たちが、頑張りながら在宅で介護をしている、されているという状況というのがすごくあると思うんです。そういう方たちに、先ほどから益子輝夫議員も言っていますが、支える制度となってきたのではないかと思いますので、広く要介護1、2の方にも紙おむつ購入を助成されるということも一つかもしれないんですが、より大変な思いをされている方々に手厚く事業をするというのも、一つは高齢者を大切にしていける社会福祉事業の一つの意義であると思いますので、その辺、どういうふうにお考えになるかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） まず、第1点目でございますが、現在、介護手当を支給している方の介護度別ということですが、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、介護度が重いほうが、もちろん手がかかるとのことですが、行く先がなく家族で家で見ているという方もおられるかもしれませんが、やはり介護される側としては、アンケート等を見ましても、最後までうちで暮らしたいという方もいらっしゃるって、それに沿ってご自宅で見たい方も多々いらっしゃるというふうに思っております。

ただ、介護保険のサービスも充実をしておりますので、そういった意味では皆さん、現在介護手当を支給されている方も利用されているということでございますので、家族の負担につきましては、介護保険制度が始まる前よりは、ずっと緩和されているのではないかと、いうふうに考えているところです。

確かに大変なのは十分わかっておりますけれども、そういった現在ある介護保険のサービスというものを有効に利用していただけたらというふうに考えております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 実際、在宅で介護されている方も、デイサービスやショートステイ、さまざまな介護サービスを利用しています。それだから逆に在宅で介護できるという状況が続いているんだと思うんですね。これが、そういうことでなく、どんどん施設の受け入れが広がっていくということは、逆に言えば、介護保険に関する事業費が上がっていくわけですよ。そういうことに住民がみずから協力的に在宅で頑張っていくというような意識を持っている方もたくさんおられるというふうに、私には感じられるんですね。

紙おむつ購入費助成事業に新しく変換されるということなんですが、これは在宅の方の要介護1、2の方に関して紙おむつ支給事業というふうになるのでしょうか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 紙おむつ助成事業につきましては、今までは要介護3以上の方々だけでしたけれども、要介護1以上の方についても、常時おむつを使用しているという方については支給をしていくということになります。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 要するに、在宅、施設に限らず要介護1以上ということですよ。違うんですね。在宅ですね。

健康福祉課長（小室定子君） 在宅です。

5番（益子明美君） 在宅の方で紙おむつを使用の要介護1以上の方ということですが、高齢者に対する住民福祉という意味で、どちらの制度のほうが、より高福祉に当たるのか、より住民が求めている福祉に対する要望というのは、どちらに重きがあるのかということ、先日の全員協議会でも申し上げたように、私はこの制度というのは温存していただきたいというふうに考えています。1より2、3より4、5というふうにだんだん重く、もちろん介護をされている方、介護をお願いしている方、両方にとって、例えば介護をお願いしている方にとっては、介護されている方にそういうのが支給されているというのが、少しでも気持ち的に助けになっているというか、そういう意味もあると思います。ですので、ぜひ私はこの条例に関しては温存していただきたいということで要望をしておきます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

初めに、本案に対する反対討論を許します。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほどから課長、私以外の議員に対しても、課長からいろいろな説明がありました。それを納得という形ではないんですが、実際歩いてみますと、紙おむつの支給は皆さんわかっているんですよ。しかし、介護手当がもらえるということをわかっている人はほとんどいないんです。それだけ宣伝されていないというか、知られていないんですね。今度のこの議案についても、私が話ししましたら、そういうのがあったのかと言う人がかなり多いですよ。そういう点では、やっぱり利用者が少ないのは当然だと思います。おむつ代はもらったけれども、手当はもらっていない、あるのを知らなかったという人が大部分ですよ。

それと、介護制度ができて10年たって、まさに介護制度あって介護なしという状況が本当に進んでいると思います。本当に大変な思いをしている人たちの年代、それは、その親たちを見ている人たちに対して報いるという点では本当に、金は取るけれども、行政は国や県の言いなりで、やっぱり地元の町政が、そういう点では高齢者に対する、また介護者に対する、本当に厳しい見方をしているなというふうに思います。そういう点で、町民との協働の事業とか、そういうのが進むわけがないというふうに思います。町が大変な中で財源をつくって、そういうものに支出していると言うのなら、理解を得られるだろうけれども、こういう状況で廃止するということは、理解を得どころか、むしろ町政に対して不信しか得られないと思います。町民の信頼をとるためにも、また、これからの事業を進める上でも、これを廃案することに私は反対します。

議長（川上要一君） 次に、本案に対する賛成討論があれば。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） ただいまの反対討論をされた方の趣旨は十分に理解できます。ただ、当町の限られた財源の中で、サービスを受ける方が2倍になる、そういうことで、私は原案のほうに賛成をいたしたいと思います。

ただ、ただいまの反対討論の方の趣旨、あるいは私自身も、施設介護に比べて在宅介護される方、この方の肉体的、精神的苦痛、負担、これが大変だということは存じ上げています。ですから、直接現金支出じゃなくても別の介護サービスの中で、在宅介護をされる方の負担を軽減されるような措置を構築されることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

議長（川上要一君） ほかに。

反対討論ですか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 私も、那珂川町ねたきり老人等介護手当支給条例の廃止について、反対の立場で討論させていただきます。

さきの後期基本計画のアンケートにもありましたように、住民が望んでいるのは、高齢化社会になって、より住みよいまちづくりであります。今回、この条例が廃止されることによって、120名の介護を受けられている方、介護を支えている方にとっては福祉が下がるということになってきます。その一方で、紙おむつ購入費助成事業に振りかえられる要介護1、2の方への支給というのがありますが、この条例を残したまま、そういった新しい条例もつけ加えていくのが、本来の高齢化社会に対する町の考え方でないかというふうに考えますので、私はこの条例を廃止することに反対いたします。

議長（川上要一君） 次に、本案に対する賛成の討論。

大金市美君。

6番（大金市美君） 昨晚ですか、テレビ番組で山梨県の、ちょっと町名を忘れちゃけれども、1万ちょっとの町なんですけれども、山林率が70%、集落が160ぐらいある小さな町なんですけれども、そこは、その集落によって違いますけれども、車の免許を持っている人が1人もいないんです。1人の医師が、東京かな、専門医としてやっていたんですけれども、その病院に転勤をしまして、29年間、その町内の高齢者を往診に回っているんですね。いろんなドラマがあったらしいんですけれども、寝たきりになった高齢者の方が、ぜひとも最後は自宅で最期を迎えたいというふうに言っている方が多いんですね。しかし、1人の方なんですけれども、最後の最後には、やっぱり、その方はひとり暮らしだったんですけれども、その先生に最期をみとってもらって病院で亡くなられたんですけれども、そこは介護施設がないんですね。できれば介護施設で、受け入れる施設があれば、そういったところで自分が入って、人に迷惑をかけないように最期逝きたいということを、大体の人がそういうふうに言うんですね。

確かに、自宅で介護をされている方、あるいは自宅に希望している方は、それぞれの思いと、それから経済状況とか、あるいは益子議員からも話が出ましたように、いろんな条件があって自宅介護、在宅介護ですか、方もおられると思います。しかし、先ほど小室課長が言われた介護保険制度、やはりそれは介護というものの今の現状を考えますと、その制度を利

用して少しでも家族の負担を軽減する、その必要があるということでこの介護保険制度が確立したのではないかというふうに思います。そういった意味では、なかなか難しいかもしれませんが、この町の限られた財政の中で、いかにその財源を有効利用するかということが一番の問題点ではないかというふうに思います。

私は、この本案に対して賛成をさせていただきます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 反対討論、賛成討論がありますので、起立により採決をいたします。

議案第11号 那珂川町ねたきり老人等介護手当支給条例の廃止については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議案第12号～議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第12、議案第12号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第13、議案第13号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第14号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第15号 平成22年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第16号 平成22年度那珂川町後期高齢者医療特

別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第17号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第18号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第19、議案第19号 平成22年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第20、議案第20号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第21、議案第21号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上10議案は関連がありますので一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第12号から議案第21号、平成22年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国において、平成22年度円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策により創設された、「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した事業を計上するほか、年度末を迎え各種事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、町税やその他の歳入につきましても、決定あるいは見込みがついてきましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。

本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか一部、年度内に完了の見込みとならない事業があり、そのうち地籍調査推進事業費は、業務委託契約をした業者の自己破産によるものであります。

12月定例会において措置した「経済危機対応・地域活性化予備費」で実施する、馬頭東小学校施設整備費を、「きめ細かな交付金」で実施する事業は、町有財産管理費、保育園諸費、林業総務諸費、林道維持管理事業費、町道維持補修費、町道改良舗装事業費、馬頭小学校を初め各小・中学校施設整備費、体育施設維持管理費を「住民生活に光をそそぐ交付金」で実施する事業は、馬頭総合福祉センター施設管理費、学校管理諸費、小川公民館費、図書館管理運営費を、それぞれ繰越明許費として平成23年度に繰り越すこととしました。

歳入の主なものを申し上げますと、町税は個人町民税の4,800万円減に対し、法人町民税は1億1,000万円の増であり、6,200万円の増、国庫支出金は、国の補正予算に係る「きめ

細かな交付金」、「住民生活に光をそそぐ交付金」や子ども手当支給事業費、消防防災施設整備事業費の確定などで1億1,370万7,000円、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので5億9,858万7,000円、繰越金は、前年度繰越金で2億3,334万2,000円などであります。

また、繰入金のうち、当初予算において予算措置しておりました財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、1億7,101万5,000円を減額することとしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で「きめ細かな交付金事業」として町有財産管理費、財産区の解散に伴う関係行政区への交付金のほか、職員退職手当特別負担金、財政調整基金積立金、減債基金積立金など、6億6,161万4,000円を計上いたしました。

第2に土木費で、「きめ細かな交付金事業」として町道維持補修費、町道改良舗装事業費のほか、急傾斜地崩壊対策事業費など、7,062万1,000円を計上いたしました。

第3は農林水産業費で、「きめ細かな交付金事業」として林業総務諸費、林道維持管理事業費など、5,978万8,000円を計上いたしました。

第4は教育費で、「きめ細かな交付金事業」として各小・中学校の改修工事費や総合体育館を初め体育施設改修工事、「住民生活に光をそそぐ交付金事業」として各小・中学校図書充実事業費、小川公民館及び図書館改修工事費などで5,569万7,000円を計上いたしました。

このほか、民生費、衛生費、商工費、消防費などについても、「きめ細かな交付金事業」、「住民生活に光をそそぐ交付金事業」による経費を計上する一方、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は、8億4,400万円となり、補正後の予算総額は、86億2,900万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は管理運営費を精査し、1,000万円を減額するものであります。これに要する財源は、繰越金を充当し、負担金、使用料、一般会計繰入金を減額するものです。

その結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、3億3,000万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業費の確定精査により、後期高齢者支援金、介護納付金、老人保健拠出金などを減額し、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費などを増額するものであります。これに要する財源は、国庫支出金、前期高齢者交付金、一般会計繰入金を減額いたし、繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は、2,000万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は20億7,000万円となりました。

次に、老人保健特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療制度への移行が完了したため、事業費を確定精査し47万7,000円を減額し、補正後の予算総額を52万3,000円とするものであり、3月31日をもって廃止といたします。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金などを減額するほか、平成21年度事業費の確定により、一般会計繰出金などを予算措置するものであります。それに要する財源は、後期高齢者医療保険料を減額し、一般会計繰入金、繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は3,200万円の減となり、補正後の予算総額は、1億6,000万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費、基金積立金を計上するものであります。これに要する財源は、介護給付費準備基金繰入金を減額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は1億400万円の増となり、補正後の予算総額は、13億6,100万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、施設管理費を計上するものであります。これに要する財源は、繰越金を充て、負担金、使用料、一般会計繰入金を減額するものであります。

その結果、補正額は100万円の増額となり、補正後の予算総額は、3億3,360万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は、施設管理費を計上するものであります。これに要する財源は、繰越金を充て、一般会計繰入金を減額するものであります。

その結果、補正額は100万円の増額となり、補正後の予算総額は、4,600万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は、事業費の精査により、維持管理費、原水浄水設備等工事費を減額し、一般管理費を増額するものであります。これに要する財源は水道事業収入、国庫支出金、町債等を減額し、繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は3,830万円の減額となり、補正後の予算総額は、1億5,990万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、公的資金保証金免除繰上償還に係る

費用、事業費の確定によるもののほか、特別損失など、7,958万7,000円を計上するものです。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります、国の経済対策による補正予算に係るものが主なものでありまして、2款総務費、1項総務管理費、町有財産管理費は、廃校施設撤去事業費で2,550万円、3款民生費、1項社会福祉費、馬頭総合福祉センター施設管理費は、空調機改修工事費で630万円、2項児童福祉費、保育園諸費は、大山田保育園借地整地工事費で200万円、5款農林水産業費、2項林業費、林業総務諸費は、林道滝ヶ沢線用地測量登記処理業務委託料で670万円、林道維持管理事業費は、林道城間線舗装工事で1,000万円、7款土木費、1項土木管理費、地籍調査推進事業費は、馬頭地区地籍調査推進事業で320万円、2項道路橋りょう費、町道維持補修費は、町道都新道線排水工事で500万円、町道改良舗装事業費は、上河原線ほか町道各路線の舗装工事を行うもので6,800万円、9款教育費、2項小学校費、学校管理諸費は、各小学校の図書充実事業で230万円、馬頭小学校施設整備費は、北校舎階段改修工事に係るもので120万円、馬頭東小学校施設整備費は、屋内体育館耐震補強大規模改修工事及びプール塗装改修工事に係るもので1億3,200万円、小川小学校施設整備費は、屋上防水修繕工事及び鉄棒設置工事で430万円、薬利小学校施設整備費は、体育館屋根改修工事に係るもので300万円、3項中学校費、学校管理諸費は、各中学校の図書充実事業で130万円、馬頭中学校施設整備費は、階段塗装工事及びプール塗装改修工事で730万円、5項社会教育費、小川公民館費は、小川公民館改修工事で330万円、図書館管理運営費は、小川図書館移転工事及び馬頭図書館改修工のほか、図書充実費用として2,100万円、6項保健体育費、体育施設維持管理費は、総合体育館、馬頭運動場、小川運動場、馬頭プール、小川プール、武茂体育館の整備費で2,900万円を、本年度内の支出が見込めないため、平成23年度に繰り越すものであります。

なお、地籍調査推進事業費及び馬頭東小学校施設整備事業費の屋内体育館耐震補強大規模改修工事以外は、国の緊急総合経済対策により、今回補正する「きめ細かな交付金事業」、

「住民生活に光をそそぐ交付金事業」での対象事業となります。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正であります。1、追加として、地域医療確保事業は、南那須地区広域行政事務組合への病院費負担金であり、本年度から過疎対策事業債として認められたもので、限度額を3,480万円とするものです。

2、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、農道整備事業は350万円を増額し、限度額を1,050万円とするもの、道路整備事業は340万円を増額し、限度額を9,440万円とするもの、街路整備事業は40万円を増額し、限度額を540万円とするもの、消防施設整備事業は790万円を減額し、限度額を710万円とするもの、小学校整備事業は530万円を減額し、限度額を1億1,670万円とするもの、中学校整備事業は320万円を減額し、限度額を4,480万円とするものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11ページをごらんください。

1款町税、1項1目個人町民税の補正額は4,800万円の減で、納税者の減少によるもの。

2目法人町民税の補正額は納入実績を勘案し、1億1,000万円の増額を見込み計上いたしました。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税の補正額は600万円の減で、エコカー減税分を減額するものです。

3項1目地方道路譲与税の補正額は1,000円の増で、確定により増額するものです。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金の補正額は600万円の減で、エコカー減税分を減額するものです。

10款地方交付税、1項1目地方交付税は5億9,858万7,000円の増で、今年度の普通交付税の確定により増額するものです。

12ページに入ります。

12款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金の補正額は93万2,000円の減で、放課後児童健全クラブ利用者の減によるものです。

13款使用料及び手数料、1項7目教育使用料の補正額は105万円の減で、美術館観覧料、レストラン・ショップの使用料に係るものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,403万2,000円の減で、保険基金安定費、障害者自立支援事業費、こども手当支給事業費の確定によるものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金の補正額は 1 億 2,389 万 1,000 円の増で、国の経済対策による補正予算、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を計上するもの。

4 目土木費国庫補助金の補正額は 127 万円の減で、街なみ環境整備事業費、地域住宅交付金事業費の確定によるもの。

5 目教育費国庫補助金の補正額は 118 万 6,000 円の減で、へき地児童生徒援助費や特別支援教育就学奨励費などの確定によるもの。

13 ページ、8 目消防費国庫補助金の補正額は 630 万 4,000 円の増で、消防防災施設整備費の追加認定によるものです。

15 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金の補正額は 462 万 2,000 円の増で、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費、こども手当支給事業費の確定によるもの。

2 項 2 目民生費県補助金の補正額は 617 万 3,000 円の減で、ひとり親家庭医療費、こども医療費、地域子育て創生事業費の確定によるもの。

4 目農林水産業費県補助金の補正額は 231 万円の減で、活力ある中山間地域づくり事業費のほか、各種事業費の確定によるもの。

5 目商工費県補助金の補正額は 207 万 1,000 円の減で、緊急雇用創出事業費に係るもの。

6 目土木費県補助金の補正額は 16 万 5,000 円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費に係るものです。

14 ページに入ります。

3 項 1 目総務費委託金の補正額は 201 万 4,000 円の減で、国勢調査費及び参議院議員通常選挙費の確定によるものであります。

16 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入の補正額は 108 万円の減で、旧雇用促進住宅等への土地建物貸付収入の減にかかるもの。

2 目利子及び配当金は 74 万 1,000 円の増で、基金利子収入であります。

17 款寄附金、1 項 3 目民生費寄附金の補正額は 71 万 1,000 円の増で、福祉基金に係るもの。

4 目教育費寄附金の補正額は 281 万 8,000 円の増で、奨学基金、教育文化基金に係るものであります。

18 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金の補正額は 6,800 万円の減、2 目地域振興基金繰入金の補正額は 1 億円の減、3 目福祉基金繰入金の補正額は 2,000 万円の減で、事業費の確定により一般財源の収入状況を勘案し、平成 23 年度以降の財源確保のため、当初予定していた基金の繰り入れを減額するものであります。

15ページに入ります。

4目奨学基金繰入金の補正額は211万2,000円の減で、貸付金の確定により減額するものであります。

2項財産区繰入金の補正額は1,653万2,000円の増で、武茂財産区、大内財産区、大山田財産区の解散に伴う一般会計への繰入金であります。

3項1目老人保健特別会計繰入金の補正額は28万8,000円の増、2目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は227万7,000円の増で、いずれも事業確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2億3,334万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、4項1目民生費受託事業収入の補正額は129万円の増で、入所児童数の増によるものであります。

16ページに入ります。

5項4目雑入の補正額は70万9,000円の減で、長寿社会づくりソフト事業費交付金及びシシ肉販売収入であります。

21款町債、1項1目農林水産業債の補正額は350万円の増で、農道整備事業に係るもの。

2目土木債の補正額は380万円の増で、道路整備事業及び街路整備事業に係るもの。3目消防債の補正額は790万円の減で、消防施設整備事業に係るもの。

4目教育債の補正額は850万円の減で、小学校及び中学校整備事業に係るもの。

7目衛生債の補正額は3,480万円の増で、地域医療確保事業に係るものであります。

17ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は3,616万円の増で、特別職人件費は町長等の給料減額によるもの。職員人件費は退職手当特別負担金、総務管理費は事務費の精査等によるもの。

4目財産管理費の補正額は4,334万5,000円の増で、町有財産管理費は、きめ細かな交付金事業による廃校施設改修工事費及び財産区廃止に伴う関係行政区への交付金など。

5目防犯交通安全対策費の補正額は1,365万3,000円の増で、防犯交通安全対策諸費は生活バス路線維持費補助金の確定によるもの。

6目町営バス管理費の補正額は100万円の減で、町営バス運行費の確定によるもの。

7目デマンド交通事業費の補正額は227万円の減で、デマンド交通事業費の確定によるもの。

のです。

18ページに続きます。

2項1目企画総務費の補正額は2,045万円の減で、行政システム費、情報システム管理費の確定によるもののほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金はケーブルテレビ事業費の精査に伴い繰出金を減額するもの。

4目財政調整基金等費の補正額は5億9,530万円の増で、財政調整基金費、減債基金費及び地域振興基金費は基金利子相当分のほか、将来の財政運営を勘案し積み立てるもの。土地開発基金費は、土地開発基金からの買い戻しに伴う利子相当分を繰り出すものです。

5項2目町議会議員選挙費の補正額は81万7,000円の減。

19ページに続きますが、3目参議院議員通常選挙費の補正額は116万4,000円の減で、それぞれの選挙費の精算確定によるものです。

6項1目基幹統計調査費の補正額は114万3,000円の減で、国勢調査費の精算確定によるものです。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は539万2,000円の増で、福祉基金費は基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定費の増によるもの。後期高齢者医療費は、保険基盤安定費及び事務費繰り入れ等の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は事務事業の精算確定によるもの。地域福祉計画策定事業費は、事業の確定によるもの。

20ページに入ります。

2目障害者福祉費の補正額は605万5,000円の増で、障害者福祉サービス事業費は支出見込みを精査したもの。障害者福祉諸費は烏山地区こども発達支援センター事業費の確定によるもののほか、障害者福祉サービス費の過年度分返納金。

3目老人福祉費の補正額は1,232万7,000円の増で、老人措置費は措置費の増によるもの。介護保険特別会計繰出金は介護給付費の増によるもの。老人福祉諸費は平成21年度介護保険援助事業費の精算返納金。

4目総合福祉センター費の補正額は630万円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費は、住民生活に光をそそぐ交付金事業による空調機改修工事費に係るものです。

2項1目保育園費の補正額は216万9,000円の増で、保育園諸費はきめ細かな交付金事業による大山田保育園廃止に伴う借地の整地工事費のほか、事業費確定によるもの。

21ページ、2目児童措置費の補正額は2,311万1,000円の減で、こども手当支給事業費は

支給事業の確定によるもの。児童館費は地域子育て創生事業費の確定によるもの。

3目母子福祉費の補正額は450万円の減で、こども医療費、ひとり親家庭医療費は3月までの支出見込みを精査したものであります。

4款衛生費、1項3目健康増進費の補正額は260万9,000円の減で、健康増進事業費は、がん検診業務委託料の確定によるもの。老人保健特別会計繰出金は事業確定によるもの。

4目環境衛生費の補正額は500万円の減で、簡易水道事業特別会計繰出金は事業確定によるものです。

2項1目ごみ処理費の補正額は598万円の減で、ごみ処理運搬業務費の確定によるもの。

22ページに入ります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は272万6,000円の減で、農地・水・環境保全向上対策事業費のほか、各種事業の確定によるもの。

5目農地費の補正額は187万6,000円の減で、農業集落排水事業特別会計は事業確定によるもの。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は78万8,000円の増で、イノシシ肉加工事業費に係るものです。

2項1目林業総務費の補正額は5,360万2,000円の増で、松くい虫防除事業費の確定によるもの。林業総務諸費は、きめ細かな交付金事業による林道滝ヶ沢線用地測量登記業務事業及び広域基幹林道鶴居峠御前岩線に係る用地を土地開発基金から購入する費用。

2目林業振興費の補正額は1,000万円の増で、林道維持管理事業費は、きめ細かな交付金事業による林道城間線舗装工事に係るものです。

23ページに入ります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は69万2,000円の増で、緊急雇用創出事業費の確定によるもの。

2目商工業振興費の補正額は56万円の増で、中小企業振興資金事業費による保証料補助の増によるもの。

3目観光費の補正額は643万5,000円の増で、きめ細かな交付金事業により、青少年旅行村を初め各観光施設の営繕、修繕に係る経費を計上いたしました。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は60万円の減で、住宅・建築物耐震改修等事業費の減によるもの。

2項2目道路維持費の補正額は500万円の増で、町道維持補修費は、きめ細かな交付金事

業による町道都新道線排水工事費に係るもの。

24ページに続きますが、3目道路新設改良費の補正額は6,892万5,000円の増で、町道改良舗装事業費は、きめ細かな交付金事業による町道上河原線ほか7路線の整備に係る経費を計上いたしました。

3項1目砂防費の補正額は561万9,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は、松野・上仲地区の県営事業に対する負担金であります。

4項1目都市計画総務費の補正額は280万円の減で、街なみ環境整備事業費の確定によるもの。

3目下水道費は376万3,000円の減で、下水道事業特別会計の確定によるもの。

25ページ、5項1目住宅管理費の補正額は176万円の減で、町営住宅等管理費は、修繕工事等を精査したものです。

8款消防費、1項3目消防施設費の補正額は250万円の減で、消防施設整備事業費は、防火水槽設置工事費の確定によるものです。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は216万円の減で、職員人件費は、教育長の人権費を減額するもの。奨学金運営費は、貸付金の減によるもののほか、基金利子及び寄附金相当分を積み立てるものです。

2項1目学校管理費の補正額は456万9,000円の減で、学校管理諸費はスクールバス運搬業務委託料の確定によるもののほか、小川小学校、薬利小学校スクールバス購入費等の精算によるもの。住民生活に光をそそぐ交付金事業により、各小学校の図書購入費に係るものがあります。

2目教育振興費の補正額は97万4,000円の減で、教育振興諸費は、就学等援助費の精算によるもの。

26ページに入ります。

3目学校施設整備費の補正額は1,494万1,000円の増で、きめ細かな交付金事業により、馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校、薬利小学校の修繕、改修工事に係るものです。

3項1目学校管理費の補正額は238万9,000円の減で、学校管理諸費は、馬頭中学校スクールバス購入費の精算によるもの。住民生活に光をそそぐ交付金事業により各中学校の図書購入費に係るもの。

3目学校施設整備費の補正額は730万円の増で、きめ細かな交付金事業により、馬頭中学校施設整備費は、階段塗装工事等に係るもの。

5 項 1 目社会教育総務費の補正額は300万円の増で、教育文化基金費は、基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの。

2 目公民館費の補正額は330万円の増で、住民生活に光をそそぐ交付金事業により、小川公民館の改修工事に係るもの。

27ページに続きます。

3 目図書館費の補正額は2,100万円の増で、住民生活に光をそそぐ交付金事業により小川図書館の移転改修に伴う費用、馬頭図書館の改修工事及び図書購入費に係るものです。

6 項 2 目保健体育施設費の補正額は2,900万円の増で、きめ細かな交付金事業により、総合体育館を初め、各体育施設の修繕工事に係るものであります。

3 目給食センター費の補正額は1,275万2,000円の減で、学校給食センター管理運営費は、調理部門の業務委託費の確定によるもののほか、配送用コンテナの購入費であります。

10 款災害復旧費、1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は5万円の増で、12月3日発生の豪雨による町単災害復旧事業に係る経費を計上いたしました。

28ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金の補正額は795万円を減額するもの。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料の補正額は362万5,000円を減額するもので、加入者等の推移を勘案して行うものであります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は1,000万円を減額するものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金は前年度繰越金1,157万5,000円を増額するものであります。続きまして8ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は1,000万円を減額するもので、機器保守点検委託料、備品購入費等であります。

以上でケーブルテレビ特別会計補正予算の補足説明を終わります。

住民生活課長（阿久津 実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足

説明申し上げます。

補正予算書の7ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は5,658万8,000円の減。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は3,031万3,000円の減で、医療費の精査によるもの。

9款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は13万円の増で、財政調整基金の利子を増額するもの。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は262万円の増で、保険基盤安定繰入金の見込み額から増額するもの。

2項1目財政調整基金繰入金の補正額は6,000万円の減で、今年度決算見込み額を推計し、減額するものであります。

8ページ、11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は1億2,415万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は2,775万9,000円の増。

2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は600万円の増で、医療費の精査により増額するもの。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金の補正額は3,348万9,000円の減。

4款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金の補正額は36万3,000円の減。

10ページ、5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金の補正額は481万7,000円の減。

2目老人保健事務費拠出金の補正額は3万円の減。

6款介護納付金、1項1目介護納付金の補正額は1,702万7,000円の減で、医療費及び第2号被保険者数の精査により減額するものであります。

9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は13万1,000円の増で、財政調整基金の利子相当額を積み立てていたすもの。

11ページに続きますが、11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は183万6,000円の増で、平成18年度調整交付金超過交付分を国に返還するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、老人保健特別会計補正予算について、補正予算書の7ページ、事項別明細書により歳入からご説明いたします。

1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金の補正額は37万4,000円の減で、医療費の減によるもの。

2 目審査支払手数料交付金の補正額は3,000円の減で、審査支払手数料の減によるものがあります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費負担金の補正額は14万9,000円の増で、平成21年度精算に伴うもの。

2 項 1 目事務費補助金の補正額は1,000円の減で、実績に伴うものであります。

3 款県支出金、1 項 1 目県負担金の補正額は3万5,000円の増で、平成21年度精算に伴うもの。

8 ページ、4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は60万9,000円の減で、医療費総額から支払基金交付金、国・県支出金の交付額を推計し減額するものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は32万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、2 項 1 目第三者納付金の補正額は1,000円の減で、実績に伴うものであります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は1万円の減で、電算処理業務費の減によるもの。

2 款医療諸費、1 項 1 目医療給付費の補正額は54万4,000円の減。

2 目医療費支給費の補正額は20万円の減。

3 目審査支払手数料の補正額は2,000円の減で、老人医療費の本年度の給付実績を勘案し、それぞれ減額をいたすものであります。

3 款諸支出金、1 項 1 目償還金の補正額は8,000円の減、2 目還付金の補正額は1,000円の減で、ともに実績に伴い減額するもの。

10 ページ、2 項 1 目一般会計繰出金の補正額は28万8,000円の増で、老人医療費精算に伴う一般会計への繰出金であります。

なお、この老人保健特別会計は、本年度をもって廃止となるものであります。

以上で老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補正予算書の7ページ、事項別明細書

により歳入からご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は3,936万4,000円の減、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は20万6,000円の減で、保険料率の確定によるもの。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は24万円の減で、健診事業費等の確定によるもの。

2 目保険基盤安定繰入金の補正額は553万3,000円の増で、保険税軽減額の確定によるものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は227万7,000円の増で、前年度繰越金であります。8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は10万円の減で、通信運搬費の減に伴うもの。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は3,403万7,000円の減で、保険料が減額したことによるもの。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は19万円の減で、受診者の減に伴うものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金の補正額は5万円の増で、実績に伴い増額するもの。

9 ページ、2 項 1 目繰出金の補正額は227万7,000円の増で、平成21年度医療費精算に伴う一般会計の繰出金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

健康福祉課長（小室定子君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

まず、7 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算、事項別明細書、歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は98万7,000円の増で、保険料段階の更正によるものです。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は1,671万8,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

2 項 1 目調整交付金の補正額は1,668万2,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は1,406万2,000円の増で、介

護給付費の増により増額となるものです。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は1,412万6,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

8 ページをごらんください。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は23万1,000円の増で、介護給付費準備基金等の利子額を計上したものです。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は1,200万円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金の補正額は1,434万1,000円の減で、繰越金の増により調整するものです。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は4,353万5,000円の増で、前年度繰越金です。

次に 9 ページ、歳出について説明いたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費の補正額は4,700万円の増で、居宅介護サービス給付費の増によるものです。

4 目施設介護サービス給付費の補正額は4,700万円の増で、施設介護サービス給付費の増によるものです。

8 目居宅介護サービス計画給付費の補正額は10万円の増で、居宅介護サービス計画給付費の増によるものです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費の補正額は324万7,000円の増で、介護予防サービス給付費の増によるものです。

7 目介護予防サービス計画給付費の補正額は35万円の増で、介護予防サービス計画給付費の増によるものです。

次、10ページをごらんください。

3 項 1 目審査支払手数料の補正額は 7 万円の増で、審査支払手数料の増によるものです。

4 項 1 目高額介護サービス費の補正額は200万円の増で、高額介護サービス費の増によるものです。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費の補正額は400万円の増で、特定入所者介護サービス費の増によるものです。

5 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金の補正額は23万1,000円の増で、基金利子分です。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の補正額は2,000円の増で、基金利子分です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

上下水道課長（手塚孝則君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は500万円の減で、加入者の減によるもの。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は300万円の減で、使用水量の減によるもの。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は376万3,000円の減で、一般会計からの繰入金。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,276万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は100万円の増で、小川水処理センターの修繕費用であります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は187万6,000円の減で、一般会計からの繰入金。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は287万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は100万円の増で、北向田処理場の修繕に要する費用であります。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

4ページ、第3表、地方債補正であります。1変更、3,000万円の起債を予定したものを取下げするものであります。これは小砂簡水の水源確保事業の延期によるものであります。

続きまして、補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款水道事業収入、1 項 1 目水道使用料の補正額は546万2,000円の減で、水道使用料の減を見込むもの。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は500万円の減で、一般会計からの繰入金。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,016万2,000円の増で、前年度繰越金。

6 款町債、1 項 1 目水道事業債の補正額は3,000万円の減で、小砂で予定した事業の延期によるもの。

7 款国庫支出金、1 項 1 目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は800万円の減で、小砂で予定した補助事業の延期によるもの。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は70万1,000円の増で、消費税の増によるもの。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は3,900万1,000円の減で、維持管理費は電気料の減及び配水池清掃業務の見送りによるもの。原水浄水設備等工事費は、小砂の事業延期等によるものであります。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 3 ページ、企業債補正であります。1、追加は借換債として7,830万円の起債を行うものであります。

続きまして、5 ページ、実施計画により収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

2 款東部地区簡易水道事業収益、1 項 1 目給水収益の補正額は14万5,000円の増で、水道料金の増を見込みました。

2 項 1 目他会計補助金の補正額は14万5,000円の減で、補助基本額である支払利息の減によるものであります。

支出に入ります。

1 款上水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は346万8,000円の減で、動力費の減によるもの。

6 目資産減耗費の補正額は154万2,000円の増。

2 項 1 目支払利息の補正額は19万7,000円の増。

3 項 1 目過年度損益修正損の補正額は172万9,000円の増で、水道料金の不納欠損を見込んだもの。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は 4 万円の減で、動力費の減によるもの。

3 項 1 目過年度損益修正損の補正額は 4 万円の増で、水道料金の不納欠損を見込んだものであります。

続いて 6 ページ、資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1 款上水道事業収入、2 項 1 目企業債の補正額は 7,830 万円の増で、借換債によるもの。

2 款東部地区簡易水道事業収入、2 項 1 目他会計補助金の補正額は 14 万 5,000 円の増で、先ほど第 3 条予算で減した分を増額するものであります。

続いて、支出に入ります。

1 款上水道事業支出、2 項 1 目企業債償還金の補正額は 7,854 万 7,000 円の増で、繰上償還分。

2 款東部地区簡易水道事業支出、2 項 1 目企業債償還金の補正額は 104 万円の増で、償還金の増によるものであります。

7 ページの資金計画については、ごらんをいただきたいと存じます。

以上で 10 会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

各会計補正予算補足説明すべて終わりましたが、ここで休憩をいたします。

再開は 14 時 15 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 1 5 分

議長（川上要一君） 再開いたします。

上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 補正予算書に誤りがありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

下水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条の部分であります、「1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 332,600 千円とする。」とありますけれども、「333,600 千円」の誤りでした。

「333,600千円」にご訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議長（川上要一君） これより質疑を行います。

なお、質疑がある場合は、会計名、ページ数をお示しいただきたいと思います。

質疑はございませんか。

14番、小川洋一君。

14番（小川洋一君） 一般会計11ページ、先ほどの歳入のほうですけれども、町税4,800万の減、予算について4,800万の減ということは、かなり大きいと思うんです。これはどのような、先ほど言うには、納税者減によりと説明があったと思うんですけれども、これについて説明をお願いします。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） ただいまの質問でございますが、団塊の世代の退職者が多うございました。あと給与所得者の減少、給与所得が減少したということですね。手取りが少なくなった方が多くなったということです。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 歳入の2ページなんですけれども、地方交付税の補正の件なんですけれども、5億9,800万補正が出たわけなんですけれども、これはいつ、このあれが入ったのか、時期ですね。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 普通交付税の納入時期は年4回ありまして、全額入っております。

議長（川上要一君） よろしいですか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） この補正で5億9,800万が入ったわけなんですけれども、4回というふうなことでございますけれども、いつの時期だったんですか、時期は。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 4月、6月、9月、11月であります。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 11月というふうなことでいくと、1月、あるいは12月の補正で入れ

ることができたんじゃないかと思うんですけれども。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 補正措置といたしまして、歳出の補正があった場合、一般財源を確保するというので、繰越金をまず使います。それから、それでも足りない場合には地方交付税等を使うということで、今年度の場合には繰越金もほとんど使わなかったということで、最終調整ということで3月で補正をいたしました。

3番（塚田秀知君） 了解。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今回、補正で出ております住民生活に光をそそぐ交付金関係事業でございますが、この内容を見ますと、ハードとソフトに使えるということになっておりますが、今の説明を聞いておりますと、ほとんどがハードに使われていると。創意工夫もなされていないというような感じがするわけなんですけれども、この中で、住民生活にかかわる支出は何か、教えていただければありがたいなと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 国の経済対策によりまして住民生活に光をそそぐ交付金、これは前回の全協でもご説明をいたしましたが、その内容につきましては、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当ててこられなかった分野、これに対する地方の取り組みを支援をするということで、その中に数々のメニューがあります。それらはハード、それからソフト、これも使えることになっております。そのメニューの中で、今回の補正の中では、もちろんハードもありますが、図書の実、これがソフト事業として上げております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） まず関連した質問なんですけれども、町政懇談会で町長が出席されまして、いろいろな地域住民から要望事項等もあったように記憶しているんですが、その中で、そういう事業に光の当たらない、この事業で対応してもよかったんじゃないかなと。それに対応するような事業が何項目かありますか、教えていただければと思うんですが。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） メニューを申し上げますと、例えば消費生活に関連するもの、DV対策、それから児童虐待防止、それから不登校対策のためのスクールカウンセラー、そ

れから児童養護施設等に対する支援、それから犯罪被害者、あるいは定住外国人に対する支援、それから図書における図書館、あるいは図書の充実事業というようなメニューがございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そのメニューは、もう私も資料を持っているので分かるんですが、町長、町政懇談会で、各地域住民のいろいろな声を聞いたと思うんです、要望等を。それが、この補正予算の中にどれくらい反映されているかをお伺いしたいと。例えば、ちょっとした隅々の、ここのところの危険な道路を直してほしいとか、そういう要望が多数あったと思うんです。それを、今回のこの事業で充ててあげれば、本当に光の当たらない箇所に光の当たる事業ができて、安心・安全なまちづくり、笑顔のあふれるまちづくりにもつながっていくのではないかなと思いますが、こうやって見ていきますと、ほとんど公共施設に関する工事、ましてや当初予算では工事費等の節も設けていないようなところにも工事費を持っていると。本来ならば、工事費というものは当初予算でとるべきものであって、補正でとるべきものではないなというふうに私は認識しているわけなんですけれども、この点についてご説明願いたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子実君） 例えば、ただいま出ました道路、生活基盤の整備、これはきめ細かな交付金、こちらのほうを重点的に充てております。

それで、今回のきめ細かな事業については、昨年度から同じような事業で、ことしも来たということで、これを充てましたけれども、光をそそぐ交付金につきましては、初めての事業でありまして、これにつきましては各課からそれぞれ要望を出していただきました。その中で精査をいたしまして、今回補正措置をいたしました。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） まず、一般会計の歳入のほうで、先ほど塚田議員から出ていました地方交付税なんです、約6億補正ということになりましたが、当初予算より6億多くなった、その理由をお伺いいたします。

それから、歳出のほうで20ページ、総合福祉センター費の施設管理費で空調機を直すということでした。これは630万なんです、具体的にどの部分の空調機の工事ということなのかお伺いいたします。

それから、ケーブルテレビ事業のほうなんです、8ページ、歳出の中の管理運営費で、ケーブルテレビ施設管理運営費が970万減額されておりますが、機器点検委託、備品購入費の減ということで、これはどのような形で機器点検委託費が減額されて備品購入費も要らなくなったのか、詳しくご説明いただきたいと思えます。

以上です。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 1点目の地方交付税に対するご質問であります、当初予算算定時におきまして、県の地方財政計画の中で、地方交付税の増額の計画がありました。といいますのは、雇用対策、それから地域再生対策、これが国の段階で約1兆5,000億円程度組まれました。したがって、当町においても8,000万円を当初の段階で増額をいたしました。さらに、今年度は新たな経済対策、これは2回目の経済対策でありまして、これで6,700万円程度、これが経済対策としてプラスされております。これで合わせて普通交付税が32億7,800万円ということになりました。

ただし、この交付税算定につきましては、現在、合併特例が行われておりまして、合併特例が外れますと28億程度の普通交付税になりますので、今の時点から、ある程度、この交付税に耐えられる財政基盤にしたいという思いもありまして、満額は組んでおりません。最終的にこの金額が交付されたということになっております。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 馬頭総合福祉センターの630万ということですが、これは馬頭福祉センターの空調が、長年たっているということから時々不都合がございまして、修理をしていたわけですが、それを根本的に分解、点検整備をしようということで、今回のせていただきました。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） ケーブルテレビ事業の管理運営費の減額でございますが、まず機器保守点検の委託料でございますが、コンピューター関係、それからシステム関係の管理委託契約で入札制度を採用しています。そういった入札等の採用により委託料の減額がございましたので、これが519万ほど減額しています。

それから、備品購入費でございますが、新規加入ということを考えておりまして、音声告知器、それからSTBを100台ずつ買う予算でございました。ただ、加入者数が思うように伸びないということで、購入費を半分にいたしまして427万ほど減額しています。

以上でございます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 地方交付税の件は、国の経済対策で途中で交付税の査定が、補正が上がったからということだと思えるんですけども、それにしても当初予算よりは、大分、6億というのは見積り的にも大きいわけですよ。課長の説明の中では、8,000万と6,700万だから、途中で国の経済対策が入ったとしても1億5,000万近くですよ。そのほか考えると、4億円以上の普通交付税の入ってくるだろうという当初予算の見積りもできたと思えるんですけども、それはあえてされなかったのでしょうかということ、1点お伺いいたします。

それから、総合福祉センターの施設管理費の空調機の工事ということなんですが、これは集会室全体のどの部分の、ちょっと聞き漏らしたんですが、空調機全体の、集会室ののでしょうか、それとも居室、いろんな部分があると思えるんですけども、どの部分の空調機の工事請負なのかお伺いいたします。

これは光をそそぐ交付金事業を充てられていますよね。どういう意味で、これが光をそそぐ交付金事業に当てはまるのか。先ほど図書館などは、そのハードの面などでも、この光をそそぐ交付金事業の中で当てはめられるということは理解できますけれども、総合福祉センター、福祉に関することというには、ちょっと光をそそぐ交付金のほうではないほうがよかったのではないかということが考えられますので、その辺、光をそそぐ交付金のほうで歳出を決めた、その理由を教えてくださいと思います。

それから、ケーブルテレビ事業のほうですが、入札で委託料の減額に至ったということですよ。それと、加入者の減のため音声告知とSTBの購入費が減ったということと理解いたしました。かなり入札で委託料の減額になったということなんですけれども、大体、予定価格と落札率はどのくらいだったのかお伺いしてよろしいでしょうか。

以上です。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 普通交付税の算定につきましては、議員さんご承知のとおりかと思いますが、平成十六、七年、十七、八年は、三位一体の改革によりまして、那珂川町においても最低額の普通交付税でありました。その後、地方の疲弊、地方の財源不足に対して増額をされてきたわけでありましたが、その当時の金額をある程度基本にしております。先ほど申しあげましたように、22年度の地方財政対策により交付税が増額をされるということで、若干の上乗せをしたわけでありましたが、やはり将来を考えますと、この程度の金額で、

当初予算でやった金額でやらないと、将来、5年後、10年後、これは財政運営ができないということで、これを一遍に上げるということは差し控えたいというふうに考えております。

それと、福祉センターの修繕の関係の光をそそぐ交付金関係であります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように各課から上げたものを県と協議をしております。その中で、子育て、医療、介護、福祉等の強化による安心の確保のための老朽施設の更新ということで、県との協議が済んだものですから、これを計上いたしました。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 工事の部分ですけれども、全体的に、一部分ではなくて、もともとの基本のところの分解、整備するということでございます。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） ただいま詳しい資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお持ちしたいと思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 企画課長の答弁からすると、当初予算で考える地方交付税の算定基準を、今後5年後の合併の特例が終わった後の普通交付税の算定基準から、余り格差のないように当初予算として組んで、その中で予算を組めるような体制をとっていきたいという、途中で国の経済対策が行われたならば、それは緊急対策としての事業費として使う部分と、それから後年度のために基金として繰り入れておく部分を残しておきたい、後年度への負担を考慮しての予算編成のあり方というふうにご理解してよろしいですか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 現時点における財政需要、それから将来における財政需要を勘案して予算措置をしております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 一般会計のほうで、2ページなんですけれども、年度末ということで繰越明許費があります。その中で、9款教育費で一番最下段、保健体育費で、体育施設維持管理費、これが繰越明許になっています。この中身は小川運動場、馬頭運動場、薬利体育館、運動施設の維持管理ということだと思っておりますけれども、この2,900万、ほぼどのようなことに、中身についてお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 福島議員のご質問にお答えをいたします。

大きなものとしては、まず総合体育館の床の改修というか塗装関係なんですけど、もう開設以来やっておりませんでしたので、その改修。それから馬頭・小川プールの、先ほど議決いただきました関係のものの改修が一番大きなものでございます。そのほかには、先ほど言いました馬頭運動場、小川運動場等の改修等も入っております。

議長（川上要一君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） それでは、各運動施設の改修、維持管理ということで、大きなものとしては総合体育館の床の張りかえ、それと馬頭プール、小川プールの改修、これが2,900万の大半を占めると、そういうふうに理解してよろしいですね。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 1つ、総合体育館なんですけど、床の張りかえではなくて、サンダーをかけまして、そこをウレタン樹脂で塗装をかけるという形の修繕になります。総張りかえではございません。それですので、長い期間の閉鎖ということにはなりません。約1カ月で考えております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 一般会計の15ページなんですけど、18款繰入金、財産区繰入金でありますけど、先ごろ、旧馬頭地区の3つの財産区が解散になりまして、その財産区からの繰入金としてこの項目が歳入として上がって、次ページの歳出のほうで、17ページの財産管理費の中で、財産区交付金を各財産区へ交付金として配分したという説明でしたが、3つ、旧大字単位で。幾らずつ分配になったのかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 財産区の廃止に伴いまして、武茂財産区以下、今回1,653万2,000円が歳入で入っております。

なお、歳出のほうで、当然、全額につきまして、各財産区の地域の行政区に補助金としまして補助をするという内容になっておりまして、これは端数は、いずれにしましてもすべての金額を、同額で各財産区内の地域の行政区に補助金として交付をするという予定になっております。まだ、これは交付をしたわけではございませんが、なお、その配分の方法等については、町といたしましては均等を基準にしておりますが、その地域でこれから協議をしてみたいと考えております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

橋本 操君。

11番（橋本 操君） 那珂川町下水道事業特別会計補正予算の歳入についてお伺いします。
7ページです。

下水道の使用料金が300万減になっていると思うんですね。あと、簡易水道事業特別会計8ページなんですけど、この歳入ですね、これも水道使用料が馬頭分は146万2,000円、小川分は400万、合計546万2,000円なんですけど、こちらも減になっていると思うんですけど、22年度は猛暑でしたから、私らは水道使用料がふえたのかと勝手に思っていたわけですが、減額になっている。そうしますと、今後の運営に支障を来してくるのかなと思ったものですが、また水道料金が今度は値上げになるわけですよね。さらに節約するというような家庭が、ふえてくるような気がするんですけど、今後の運営についてどのように考えているかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 一応、補正の額につきましては、5期までが実績調定上がっております。その5期分を勘案して、6期、1年間の見込みを立てまして補正額を上げております。

なお、これからの見込みということでありまして、総体的に言いますと、やはり少子高齢化、あるいは人口の減によりまして使用料が年々減っているというのが実情でございます。その辺のところも加味をして、水道料金の値上げをお願いしてございます。当面は3年間、現状のままいくということでございますけれども、その辺のところも加味して、その期間は維持してみるという試算をしておりますので、この状況で推移しても大丈夫かなというふうに考えております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

4番（鈴木雅仁君） 一般会計の14ページ、18款繰入金、それぞれ今回の補正予算で繰入金について1億9,000万の減額ということになっております。それで減額されて、それぞれの基金のほうに4種類、財調と地域振興と福祉基金、奨学基金というふうに戻ったと思うんですけど、それぞれの基金の現段階の、戻った段階での基金総額を教えてくださいと思います。

それから、1ページ戻って13ページ、民生費県補助金、地域子育て創生事業交付金、それから5目の商工費県補助金、緊急雇用創出事業費、2つとも減額になっておりますが、それ

それぞれについての理由を教えてくださいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 基金についてであります、財政調整基金につきましては平成22年度末、18億5,000万円、それから地域振興基金につきましては10億9,000万円、それから福祉基金につきましては4億8,200万円程度であります。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 地域子育て創生事業の交付金の減額の理由でございますが、こちらの事業は10割交付ということで、県のほうから来るわけでございますけれども、まだ事業内容が未確定のうちに申請をしていたということもあまして、その後、県のほうで事業内容が確定したということがあって、対象外の事業がございまして、それは児童館の空調をつけるという工事だったんですけれども、それが対象外ということになったために、今回減額をするということでございます。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 緊急雇用創出事業費の207万1,000円の減額につきましては、事業内容の精査によりまして、今回減額となりました。

議長（川上要一君） ほかにございせんか。

大金市美君。

6番（大金市美君） 先ほどの石田議員の続きなんですけれども、財産区の繰入金に関してですけれども、各財産区ごとによって後の処理の仕方が違うとは思いますが、各財産区ごとに配布をして、これは、これからの検討課題かと思うんですけれども、現金がそれぞれ財産区ごとにあると思うんですが、これは前、管理運営委員会か何か各地区に設けるとかと、ちょっと聞いたんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 財産区の繰り入れしたものを、各地域の地域交付金という形で、その所在の財産区内の行政区に補助金として全額を交付するというので、その配分方法については、先ほど申し上げましたように、各地域でどのような配分をするか協議をいただいているところでございます。

なお、その後の財産そのものにつきましては、やはりこれも取り扱いについては各旧財産区ごとに意見がありまして、全て町のほうの所有にするという財産区、あるいは今までどおり財産管理委員会のようなものをつくって、地域で各行政区ごとに、あるいは財産区内で委

員会をつくって管理をしていきたいという地域もございます。これらについては今、調整をしているところでございます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 一般会計の補正の12ページなんですが、14の国庫支出金の中で、こども手当支給事業費が1,610万7,000円減になっているんですが、その内訳を教えてくださいと、お願いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） こども手当につきましては、これは当初予算で計上しましたのは児童数の見込みが課題でございました。その理由は、公務員分を除くのを忘れておりまして、その分の減額ということになります。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第12号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成22年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成22年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成22年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第22、議案第22号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第22号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

長年にわたり、馬頭市街地周辺の道路整備並びに市街地の環境整備を進めてまいりましたが、このたび面的整備がおおむね完了をしたため、これを機に、市街地周辺の町道の見直しを行いました。

その結果、宅地化が進む下馬頭地区の生活道路2路線と役場前の通路を町道に新たに認定し、通行の安全と住環境の向上のため、適正に管理を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） では、補足説明申し上げます。

宅地化が進む下馬頭地区において、既に沿線に住宅が建ち並び、生活道路として整備が必要な2路線を町道に認定することで、地域住民に利便性を提供するものでございます。今回、2路線を町道に認定することで、下馬頭地区の区画道路が全て町道となります。

まず、下馬頭5号線は総延長245.0メートル、幅員が6.0メートルから14.0メートル、下馬頭6号線は総延長が302.0メートル、幅員が5.0メートルから13.5メートルの路線であります。

一方、役場前線は総延長が78.0メートル、幅員が14.5メートルから23.0メートルで、既に電線類の地中化、美装化工事が完了し、各種のイベントにも使われている利便性の高い路線であり、道路法にのっとり町が適正に管理するものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） ただいまのご説明でわかりますが、役場前の道路なんですけど、今まで町道になっていなかったのが不思議なくらいという感じなんですけど、今まではどういう位置づけの道路だったのかお伺いいたしたいと思います。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 今までは、役場の敷地の一部ということで、通路という扱いで町道には認定していなかったわけですが、町道認定することによりまして、国の補助、あるいは管理等について適正な管理もできますし、また道路台帳を整備することによって交付税の参入、あるいはそれによって徴収もできますので、町にとりましても適正な管理、そして財政的にも潤うということで今回見直しをした結果、町道に認定することになったわけでございます。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 会議を続けます。日程第23、議案第23号 馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第23号 馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札として、18業者が参加し、2月21日に開札、22日に落札決定いたしました。

その結果、大田原市のマルホ建設株式会社が、8,484万円で落札いたしました。

当該工事は、耐震診断に基づき、体育館の耐震性能を確保するための地震防災対策を施す

とともに、あわせて大規模改修を行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

工事内容につきましては、耐震補強工事では鉄骨ブレース交換8カ所、地中梁増設4カ所、基礎増打ち4カ所を実施いたしまして、震度6程度の大規模地震に耐えられる構造とし、大規模改修工事では、屋根工事、建具工事、内外装工事、電気設備工事などを実施し、体育館のリニューアルを図るものです。

工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日は、先ほど繰越明許費の議決をいただきましたので、平成23年8月22日といたします。

なお、当工事の予定価格は1億2,559万500円で、落札率は67.55%でした。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

橋本 操君。

11番（橋本 操君） この体育館は、参考のためにお伺いしますが、お願いします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 612平米です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 工事内容なんですが、鉄骨ブレース交換とありますが、鉄骨ブレース、鉄骨の骨材の大きさと、それから地中梁増設とありますが、地中梁は延長何メートルぐらいの増設をするのか、それから基礎の増打ちというのはどういう基礎の増打ちをするのか具体的にお伺いいたします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 具体的な構造、それから細かいところまでは、ちょっと細かい資料等持ち合わせをしておりませんので、ちょっとご説明しかねるところなんですけど、鉄骨ブレースについては現在も入っているものを、それを強度の強いものに交換をするというのと、地中梁増設、それから基礎増打ちにつきましては、その鉄骨ブレースを入れる、交換するところの基礎の部分を、さらに強化をするための増設をするという内容でございます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 工事期間中の使用はできないと思うんですけども、現在、今使っていて不便を来すと思うんですけど、その代替というか、そういったものはどうなっているのか。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 工事期間中につきましては、体育館の使用ができないことになるわけなんですけど、旧谷川小学校の体育館を、その期間については使用する予定であります。

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号 馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号～議案第32号の上程、説明

議長（川上要一君） 日程第24、議案第24号 平成23年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第25、議案第25号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の

議決について、日程第26、議案第26号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第27、議案第27号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第28、議案第28号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第29、議案第29号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第30、議案第30号 平成23年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第31、議案第31号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第32、議案第32号 平成23年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第24号から議案第32号、平成23年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案することに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨についてご説明を申し上げます。

さて、現在の経済情勢は、世界的に通貨安定政策の中、日本の円高基調はさまざまな影響をもたらし、極めて深刻になっております。このような中、大企業だけでなく中小企業の海外進出が余儀なくされており、国内雇用の悪化につながっております。政局も一段と混迷を深めており国の財政・金融政策など先行きが依然不透明なものになっています。

こうした景気の状態から、地方財政を取り巻く環境は、個人・法人関係税などの減収が懸念される一方で、社会保険関係費の継続的な増加が見込まれています。

このような状況は、当町においても同様であり、平成23年度の歳入は、その根幹をなすべき町税収入の減収が見込まれ、依然として厳しい財政運営が予想される中での新年度当初予算編成になりました。

まず、国の平成23年度予算であります、「元気な日本復活予算」と題しまして、めり張りのある、従来すべての事業の見直しを図るなど、無駄を削減して地域主権を掲げた予算編成となりました。子育て、雇用、環境、科学技術に特に重点を置くとともに、「雇用・成長戦略」の推進を通じて、新たな需要と雇用を創造していくとともに、マニフェスト実行のため、昨年に引き続き税収を上回る国債発行で賄う内容となっております。

地方財政対策では、「地域主権改革」を進める中、地方交付税については、前年度並みの

予算が確保されているものの、臨時財政対策債は前年度比マイナス20%と大幅減となっております。

県におきましても、「とちぎ未来開拓プログラム」の着実な実行を図ることにより、基金の取り崩しを圧縮しながら、雇用の創出に直結する成長産業を最も重視し、産業振興や地域活性化に取り組むとともに、各種施策の着実な推進を図る予算が編成され、前年度を3.7%下回る緊縮型の予算となっております。

本町の予算編成の考え方ではありますが、町内においても、依然として厳しい景気の状態にあり、平成23年度予算については、那珂川町総合振興計画前期基本計画が本年をもって終了するため、前期計画の実績を踏まえた後期基本計画の初年度として、計画の着実な実現を基本として、長引く景気の低迷に対応した景気・雇用対策等を図りながら、私の公約である「協働のまちづくり」や「行財政改革」、「安心安全のまちづくり」の実現について、でき得る限り予算に反映させる次第であります。

こうした考え方により、前年度と同額程度を目途に、編成作業を進めてまいりましたが、最終的に編成した一般会計予算につきましては80億円となり、前年度に比較すると5億円、6.7%の増となりました。

この要因は、町営バス、コミュニティバス運行事業が廃止となることや、街なみ環境整備事業の完了、国民健康保険税の改定による特別会計繰出金、公債費等が減額したものの、南那須地区広域行政事務組合消防組織の再編に伴う消防庁舎整備費負担金の増や、廃校となった旧馬頭東中学校への企業誘致に伴う林業・木材産業構造改革事業、旧谷川小学校への介護福祉施設整備事業への助成による増額、3歳未満児への「子ども手当」の増額などを計上したものであります。

この結果、昨年度を上回る規模となりましたが、その増額分5億円のうち約3億円は国、県支出金であります。また、一般会計、特別会計、水道会計を合わせた予算額は、128億7,776万円となり、前年度予算に比較すると7億3,865万円、6.1%の増となりました。

また、平成23年度から国民健康保険税・水道料金等の改定を行い、町民の皆さんにご負担をいただくこととなりますが、一層行財政改革を進め、町民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、予算の主な内容について説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。景気の低迷や雇用情勢を踏まえ、個人町民税は前年度比5,000万円の減収を見込みました。反面、法人町民税は、近年の実績を踏まえ2,500万

円の増額を計上いたしました。また、地方譲与税は600万円、自動車取得税交付金は800万円の減収を見込みました。

地方特例交付金は「こども手当」の増額等で1,000万円の増を見込みました。

地方交付税は、国において前年度と同額程度の確保が見込まれるため、昨年と同額を計上いたしました。

また、国庫支出金は、地方道路交付金事業の減や、街なみ環境整備事業の終了による減がありました。子ども手当支給事業の増額により、前年度に比較し、4,916万円の増となりました。

県支出金につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の終了による減がありました。林業・木材産業構造改革事業や介護基盤緊急整備等臨時交付金等の増額により、3億780万円の増を見込みました。

基金につきましても、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金、地域振興基金等から約5億600万円を繰り入れることとしました。

また、町債の発行につきましては、臨時財政対策債を地方財政計画に基づき1億円の減額としましたが、過疎対策事業債、合併特例債を有効に活用することとし、前年度に比べ、9,500万円の増となりました。

続きまして、平成23年度予算の主要施策について、新規事業・重点事業を中心に説明資料により説明いたします。

まず、「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」であります。都市基盤の整備の土地利用・都市計画では、地籍調査事業として、馬頭地区と和見地区を継続して実施することといたしました。

町道新設改良事業は、4路線を継続して整備するとともに、和見立野線を新たに着工することといたしました。

地方道路交付金事業は、日向線を交付金事業として、引き続き改良工事を行うものであります。

公共交通網の整備では、町営バス・コミュニティバスが廃止となりますが、デマンド交通システムの実証運行の見直しを図りながら継続するとともに、JRバス常野線廃止に伴い那須烏山市と共同で馬頭烏山線のバス運行を開始し、町民の足の確保に努めることとしました。

生活環境基盤の整備の消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、南那須地区広域行政事務組合消防組織の再編に伴う消防庁舎整備事業費負担金、ケーブルテレビを活用した屋外拡

声装置整備事業に係る経費を新たに計上するとともに、常備消防、非常備消防の管理運営費などを計上しました。

「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」の、医療・保健の充実では、新たに子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種の助成を実施するほか、女性特有のがん検診推進事業、自殺予防対策を含む精神障害者居宅生活支援事業など、各種保健事業を実施いたします。

なお、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチン接種につきましては、国等の動向を見据え、対応していきたいと考えております。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、新たに元谷川小学校を活用した介護福祉施設整備事業に助成するほか、介護予防事業で緊急通報システムによるひとり暮らし老人等の見守り支援サービス事業、障害者福祉サービス事業を初め、各種の事業を実施いたします。

児童福祉・子育て支援の充実では、国の施策である「子ども手当支給事業」を拡充して実施いたします。また、こども医療費については、昨年度から中学生まで助成することとしました。放課後児童クラブは、平成23年度から土曜日も開所することとし、従来からの保育園の運営と合わせて子育て支援事業を充実いたします。なお、大山田保育園、馬頭北保育園については、受け入れ児童数の減少から廃止することとしました。

「人を育て未来を拓くまちづくり」の、学校教育の充実では、町営バス・コミュニティバスの運行廃止に伴い、小・中学校にスクールバスを配置し、児童・生徒の通学の足確保を図るほか、小・中学校、幼稚園の運営、整備を行います。また、学校給食センターについては、昨年度から調理部門を業務委託しましたが、なお一層安全・安心の給食の提供に万全を期したいと考えております。

生涯学習の充実、スポーツ・レクリエーションの振興では、本年11月に開催される全国スポーツレクリエーション大会の経費、総合型地域スポーツクラブの運営経費を新たに計上したほか、町民のための各種講座や研修会、町民スポーツの振興や団体の育成を図るための経費を計上しました。

文化の振興では、広重美術館、郷土資料館、なす風土記の丘資料館の運営の充実を図るほか、芸術文化活動の充実や団体の育成に取り組んでまいります。

国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、引き続きアメリカ・ホースヘッズ村に団員を派遣するほか、国際理解活動の充実を図るため、国際交流事業を推進していきたいと考えております。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」の、農林業の振興では、元東中学校跡地を活用した林業・木材産業構造改革事業に助成することにしました。また、農産品ブランド化推進事業補助金を計上するほか、県単農業農村整備事業として小川豆田地区かんがい排水事業、ホンモロコ養殖実証事業を新規事業として実施します。

このほか、農地・水・環境保全向上対策事業、イノシシ肉加工施設運営事業や森林保全のための森林整備地域活動支援交付事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業を継続して実施いたします。

商工業の振興では、離職者等の緊急的な雇用の場の提供を支援する「緊急地域雇用創出特別交付金事業」を拡充することとしました。

また、従来から実施しております中小企業融資資金預託金により、企業の資金繰り等の支援に努めるほか、商工業の振興を支援してまいります。企業誘致活動では、企業立地を促進するため、新たな優遇制度を創設し産業の振興と雇用の創出を図るとともに、企業訪問等を積極的に行っていきたいと思います。

観光の振興では、各観光施設の維持管理経費を計上するとともに、観光協会と連携し、道の駅、地域情報発信施設を中心とした観光や地域情報のPRのための経費などを計上しました。さらに農業・商工・観光連携のもと、各種のブランド化の推進についても取り組んでまいります。

地域間連携・交流の促進では、愛荘町、美郷町との姉妹都市交流を継続いたします。

「豊かな自然と共生するまちづくり」では、不法投棄対策に取り組むとともに、生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上しました。

「改革への道」では、現庁舎の老朽化や2庁舎体制の効率性など、総合的に庁舎のあり方について調査検討するための経費を計上いたしました。

住民参加・協働の推進では、協働によるまちづくりを推進するため、モデル地区に助成を行うものであります。また、一昨年から実施している学官連携事業も引き続き充実させることといたしました。

「まちづくりの三大重点プロジェクト」のうち、自然・環境との共生推進プロジェクトでは、マイバッグキャンペーンにより、レジ袋削減の意識向上に努めるとともに、太陽光発電等設備導入事業を増額措置し、自然エネルギー活用の普及啓発及び地球温暖化防止に努めることといたしました。

次に、特別会計予算について説明をいたします。

まず、ケーブルテレビ事業特別会計であります。予算額は3億7,000万円で、前年度に比較して5,500万円、17.5%の増となりました。これは、高度化事業の整備に要した公債費の元金償還額が増加したことによるもので、ケーブルテレビ施設の管理運営費などの経費を計上いたしました。なお、将来の指定管理を念頭に、新たな番組制作の一部を業務委託することとしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額は20億5,300万円で、前年度に比較して、1,000万円、0.5%の増となりました。療養の給付費のほか、後期高齢者支援金等であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額は1億7,300万円で、前年度に比較して、1,900万円、9.9%の減となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は、12億9,000万円で、前年度に比較して、8,000万円、6.6%の増となりました。介護サービス給付、介護予防サービス給付等が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億2,100万円で、前年度に比較して、1,400万円、4.2%の減となりました。施設の維持管理費のほか、馬頭地区田町・健武地内の管渠工事を進めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は、4,600万円で、前年度に比較して、100万円、2.2%の増となりました。施設の維持管理費が主なものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。予算額は、1億7,600万円で、前年度に比較して、1,900万円、12.1%の増となりました。施設の管理運営費を中心に、水源さく井工事のほか3地区の配水管布設替工事等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

予算の総額は、4億4,876万円で、前年度に比較して、1億765万円、31.6%の増となりました。上水道事業においては、水源確保事業のほか田町地内の配水管布設替工事等、東部地区簡易水道事業においては、大山田上郷・大内地内の配水管布設替工事などを予定しております。

なお、老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度への移行が平成22年度までに完了したため、廃止となりました。また、4財産区のうち、武茂・大内・大山田財産区については、平成22年度をもって廃止となりましたので、ご承知を願います。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、一般会計において、平成23年度に実施予定であった馬頭東小学校体育館耐震補強工事、約1億2,600万円については、平成22年度の国の経済対策を活用し、前倒し実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後の予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなど、行財政改革を積極的に推進する所存であります。また、多種多様化する行政需要に速やかに対応し、弾力的、かつ効率的な運用を図ってまいりたいと考えております。

私は公約であります「みんなで考え行動する町づくり」を基本とし、事務事業の円滑な執行に向け、全職員と一丸となって努力してまいっている所存であります。議員の皆様におかれましても、建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の所信の一端と、平成23年度予算の提案説明とさせていただきます。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

予算審査特別委員会の設置、付託

議長（川上要一君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第32号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第32号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集をいたします。

休会について

議長（川上要一君） お諮りをいたします。

中学校の卒業式、休日及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日から3月15日までの6日間は本会議を休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月15日までは、本会議を休会とすることに決定いたしました。

3月10日から3月15日までは、本会議を休会といたします。

散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月16日午後1時30分といたします。

本日はこれにて散会をいたします。礼。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時45分